

民生病院常任委員会

日 時 令和3年9月21日(火)午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(7件)

- (1) 議案第47号 令和3年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)
- (2) 議案第48号 令和3年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号)
- (3) 議案第49号 令和3年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第50号 令和3年度射水市病院事業会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第54号 射水市手数料条例の一部改正について
- (6) 議案第55号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第56号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

2 報告事項(8件)

- (1) 越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について
(市民生活部 生活安全課 資料1)

(2) 特別養護老人ホームの入所待機者の推移について

(福祉保健部 介護保険課 資料1)

(3) 後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減に係る交付金等の精算について

(福祉保健部 保険年金課 資料1)

(4) 射水市インフルエンザ予防接種助成事業について

(福祉保健部 保健センター 資料1)

(5) 市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

(福祉保健部 保健センター 資料2)

(6) 新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況について

(福祉保健部 保健センター 資料3)

(7) 令和2年度 病院事業会計決算見込みについて

(射水市民病院 経営管理課 資料1)

(8) 射水市民病院における健康保険証のオンライン資格確認の運用開始について

(射水市民病院 医事課 資料1)

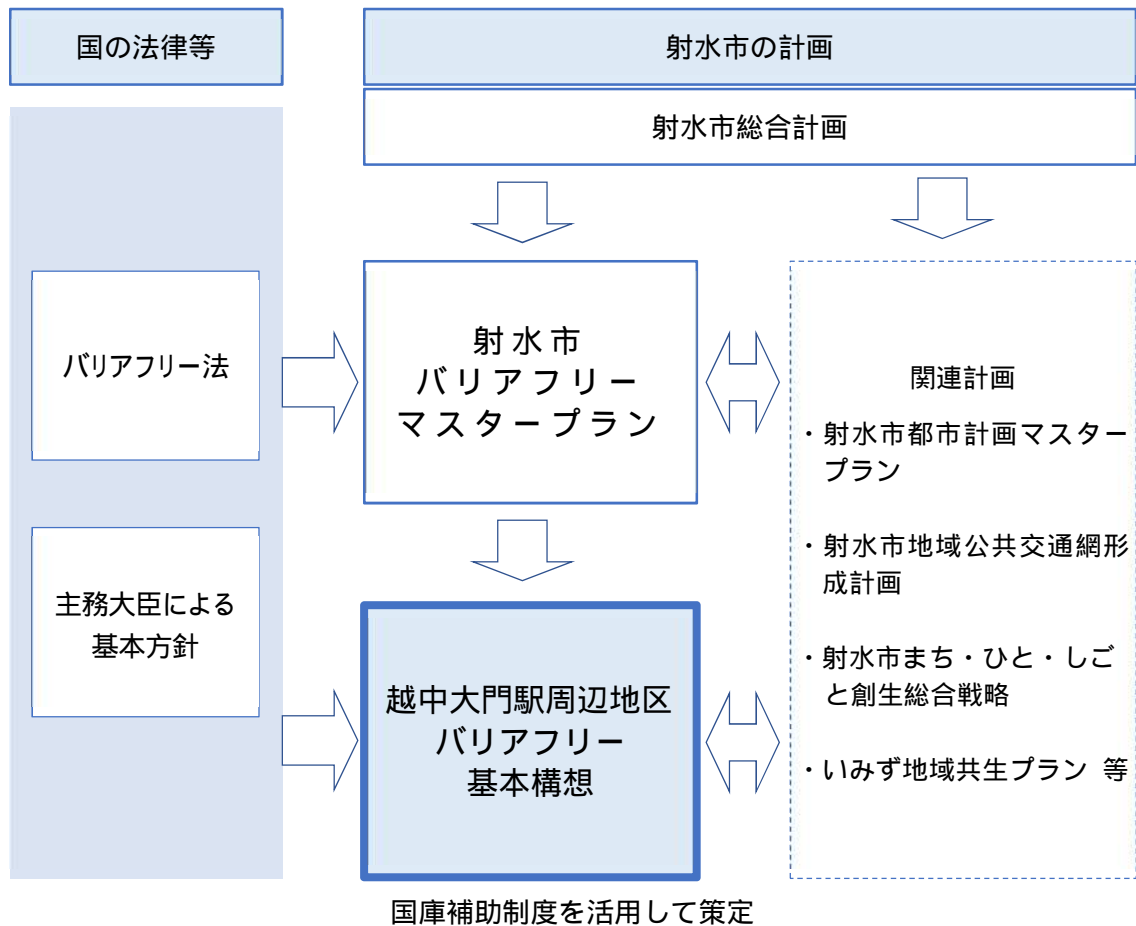
3 その他

越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について

1 目的

射水市バリアフリーマスタープランにおいて、移動等円滑化促進地区の一つである大門・大島地区の越中大門駅周辺を重点整備地区に位置付け、バリアフリー化に向けた事業を具体化し重点的かつ一体的に推進するため、越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定する。

2 プランの位置付け



3 基本構想に明示すべき事項

- (1) 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- (2) 重点整備地区の位置及び区域
- (3) 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- (4) 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

(5) 実施すべき特定事業

(6) (5)と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項

自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備

その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(7) 基本構想の評価に関する事項

(1)(4)(7)については、任意記載事項

4 第1回射水市バリアフリー推進協議会の内容

(1) 開催日 令和3年8月11日(水)

(2) 概要

基本構想策定の目的や位置付け、明示すべき事項等を確認。

バリアフリーマスタープランの概要(基本方針、移動等円滑化促進地区(大門・大島地区)、生活関連施設及び生活関連経路)を確認。

越中大門駅の利用状況や施設概要、駅周辺におけるバリアフリー化の取組状況等を確認。

越中大門駅周辺のまち歩き点検を9月下旬～10月上旬に行うことを確認。

5 今後の予定

9月下旬～10月上旬 まち歩き点検(1回)

11月中旬 第2回射水市バリアフリー推進協議会

12月 市議会定例会において報告

1月中旬～2月上旬 パブリックコメント

2月中旬 第3回射水市バリアフリー推進協議会

3月 市議会定例会において報告

<参考>

射水市バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区(大門・大島地区)



特別養護老人ホームの入所待機者の推移について

待機者の状況

	令和3年 4月	令和2年 4月
射水市内希望者	238人	266人
介護施設以外	174人	202人
自宅	122人	141人
一般病院	28人	36人
サービス付き高齢者向け住宅	11人	10人
有料老人ホーム、軽費老人ホーム、その他	13人	15人
他の特別養護老人ホーム	0人	0人
介護老人保健施設	34人	28人
介護医療院・介護療養型医療施設	10人	9人
グループホーム	20人	27人
不明	0人	0人

R2.4.1現在自宅待機者の R3.3.31現在での移動状況	
特別養護老人ホーム	35人
自宅	51人
ショート等利用	21人
デイスサービス、ホームヘルプ等利用	21人
小規模多機能型利用	9人
介護老人保健施設	4人
介護医療院	2人
グループホーム	4人
その他	11人
死亡・転出	34人
合計	141人

特別養護老人ホーム 入所者の要介護度	
要介護度	人数
要介護1	—
要介護2	—
要介護3	11人
要介護4	17人
要介護5	7人
計	35人

↓

特別養護老人ホーム 入所までの待機期間	
1年以内	25人
2年以内	8人
3年以内	2人
3年以上	0人
計	35人

※ 入所の対象となる者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び要介護1又は要介護2の要介護者のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者とする。

(富山県特別養護老人ホーム入所指針より)

後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減に係る交付金等の精算について

1 概要

低所得者の保険料軽減額については、国と地方(県・市町村)で負担しているが、本来地方負担分7割(県:市町村=3:1)とすべき額の一部を、富山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)において誤って国に過大請求していた事が令和2年度末の国交付金の精算時に判明した。

この取扱いについて、過大請求となっている国交付金の全額を国に返還することとしており、過少となっている県・市町村負担金については、今後、広域連合より県と市町村に対して追加負担を求められることとなった。

なお、これは国交付金と県・市町村負担金の間での精算であり、被保険者の保険料への影響はない。

令和3年8月20日、富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会で報告されたもの。

2 内容

平成24年度の保険料改定で均等割が増額(一人当たり40,800円→43,800円)となった際に、本来地方負担とすべき金額(一人当たり3,000円×地方負担割合0.7=2,100円)を誤って国負担額に上乗せして請求し、以降、令和2年度まで継続していた。

原因は、保険料軽減額の国交付金及び県・市町村負担金算定の際に、システムに入力すべき設定値を委託先が誤るとともに、広域連合における算定結果に対するチェックが不十分であったことによるもの。

	精 算 金
過大となっている国交付金 (返還額)	11.7 億円(H24~R2)
過少となっている県負担金 (追加負担額)	8.7 億円(H25~R2)
過少となっている市町村負担金(追加負担額)	2.9 億円(H25~R2)
内、射水市追加負担額	0.23 億円(H25~R2)

3 今後の対応について

国交付金については、過大となっている額の全額を令和3年度末までに広域連合から国へ一括返還する方向で対応していくこととなっている。

また、追加負担を求められる県及び市町村については、現在、広域連合と今後の精算時期や方法も併せて協議することとなっている。

射水市インフルエンザ予防接種助成事業について（変更）

1 趣旨

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染者の急激な増加がみられることから、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行をあらかじめ防止し、医療機関の負担軽減を図ることを目的として実施する。地方創生臨時交付金を活用して時限的に、市内在住の小学生、中学生・高校生及び妊婦に対してインフルエンザ予防接種費用を助成するもの。

2 事業概要

	小学生	中学生・高校生	妊 婦
支給対象者	市内在住の小学生	市内在住の 中学生 高校生相応の年齢の者	市内在住の妊婦
対象者数	約4,700人	約2,650人 約2,700人	約500人
助成回数	1人につき2回まで	1人につき1回まで	1人につき1回まで
助成額	1回の接種に対して (変更)上限3,000円 上限2,000円	(変更)上限3,000円 上限2,000円	(変更)上限3,000円 上限2,000円
助成対象期間	(変更)令和3年10月1日(変更前11月1日)から令和4年1月31日まで		
助成方法	市内医療機関：現物給付 対象者は、助成金分を差し引いた額を支払い、医療機関が市に助成金を申請 市外医療機関：償還払い 対象者は、接種料を支払った後、領収書を添えて市に申請		

8月以降、10歳代及び10歳未満の年代において、新型コロナウイルス感染者が急増したことから、インフルエンザ予防接種の接種率を高めるため、助成額の増額を図ったもの。

【参考】令和3年度高齢者のインフルエンザ予防接種については、本人負担額1,500円(市負担額3,000円)としている。

3 補正予算額

- (1) 事業費 20,000,000円
- (2) 事務費 1,525,000円

4 今後の予定

支給対象者に対しては、助成事業の案内及び受診券を送付するとともに、市ホームページ、広報いみず及び窓口等で周知に努める。

市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

1 市内感染者の発生状況について（8月24日現在）

令和3年6月定例会（6月18日開催）後の新型コロナウイルス感染症の市内感染者については127名であり、それまでの177名を含め、全304名となっている。

（1）新規感染者数127名（令和3年6月18日～令和3年8月23日公表）

10歳未満	男性	2名	女性	6名	50歳代	男性	7名	女性	8名
10歳代	男性	6名	女性	12名	60歳代			女性	4名
20歳代	男性	16名	女性	13名	70歳代	男性	1名		
30歳代	男性	19名	女性	10名	90歳代			女性	1名
40歳代	男性	11名	女性	11名					

（2）市内発生の傾向

富山県においては、変異株による感染者の急激な増加による医療提供体制のひっ迫が目前であることなどを総合的に判断し、8月16日に警戒レベルを「ステージ3」に移行した。更に8月20日から「まん延防止等重点措置」が富山市に適用され、飲食店等への営業時間短縮要請を行うなど緊急事態となっている。

本市においても感染者が増大していることから、8月16日に「市長メッセージ」を発出し、感染リスクの回避や感染症対策の再徹底をお願いしているところである。

2 今後の対応について

感染拡大防止に向けた取組については、県のステージ3への移行に合わせ県の方針に準じて市の施設を原則臨時休館とし、市主催の行催事についても中止や延期等とした。また、市職員へも感染防止対策の再徹底を周知した。国が示している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、これまでの感染症対策を推進するとともに、市民に対しては危機感を持って命を守る行動を徹底してもらうようお願いしていく。

また、ワクチン接種については市民の皆様が安心して少しでも早く接種できるよう体制整備に努めていく。

富山県の感染者の状況（令和3年8月24日15時現在）

- ・感染者 3,874名（ゲノム解析結果：アルファ株185名、デルタ株36名）
- ・入院中又は入院等調整中 959名（重症者数9名）
- ・宿泊療養施設入所者数 111名
- ・退院者数 2,765名
- ・死亡者数 39名

新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況について

1 接種状況(8月24日現在)について

対象者	対象人数	接種済人数(接種率)	
		1回目接種	2回目接種
65歳以上 (高齢者施設入所者含む)	約28,000人	25,576人(91.3%)	25,075人(89.6%)
12歳~64歳 (エッセンシャルワーカー含む)	約55,500人	20,486人(36.9%)	12,103人(21.8%)
対象者比	約83,500人	46,062人(55.2%)	37,178人(44.5%)
人口比	約92,000人	46,062人(50.1%)	37,178人(40.4%)

内訳(医療従事者、高齢者・障がい者施設従事者、高齢者居宅サービス等従事者等、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校関係)

2 大学入学試験受験生等への先行予約状況について

(1) 対象

今年度中に大学入学試験の受験や就職活動等で県外との往来を予定している高等学校卒業見込及び既卒業の方

(2) 接種会場 射水市民病院

(3) 受付期間 8月20日(金)午前9時~8月26日(木)午後5時

(4) 予約状況(8月24日現在)について

接種日	予約人数	予約枠人数	予約率
1回目 9月5日(日)	420人	420人	100%
2回目 9月26日(日)			
1回目 9月12日(日)	173人	420人	41.2%
2回目 10月3日(日)			
計	593人	840人	70.6%

3 高校受験生(現中学3年生)への先行予約状況について

(1) 対象 今年度高校を受験する中学校3年生の方(865名)

(2) 接種会場 射水市民病院、真生会富山病院

(3) 受付期間 8月24日(火)午前9時~8月30日(月)午後5時

(4) 予約状況(8月24日現在)について

接種会場	予約人数	予約枠人数	予約率
射水市民病院	242人	300人	80.7%
真生会富山病院	266人	420人	63.3%
計	508人	720人	70.6%

4 集団接種会場（ミライクル館）の日程追加について

(1) 接種日程、時間

日程	1回目接種日	2回目接種日	接種時間	接種枠
A	9月25日(土)	10月16日(土)	午前の部： 9時から11時30分 午後の部： 1時30分から4時	各日 336名 計2,016名分 (4,032回分)
B	9月26日(日)	10月17日(日)		
C	10月2日(土)	10月23日(土)		
D	10月3日(日)	10月24日(日)		
E	10月9日(土)	10月30日(土)		
F	10月10日(日)	10月31日(日)		

(2) 予約受付開始 8月31日(火)から(いみず e-予約システム又はコールセンターへ)

5 妊婦への優先接種について

(1) 対象 現在妊娠中で母子健康手帳交付済みの方

(2) 接種会場

医療機関名	住所	対象
レディースクリニックむらた	橋下条 1483-1	通院中の方のみ
藤田クリニック	二口 458-15	市外医療機関通院の方を含む

(3) 予約方法 予約までに健診先の医師に接種の相談をし、接種して良いと言われた場合は接種会場に直接予約する。

(4) 周知方法 母子健康手帳交付済みの方に個別に案内文書を8月25日(水)に送付及び市ホームページでの周知

(5) 予約開始 8月30日(月)(予定)

(6) 接種開始 9月6日(月)以降(予定)

6 ひとり親の方への先行接種について

(1) 対象者数 620人

(2) 受付期間 7月14日(水)午前9時～7月20日(火)午前7時

(3) 接種期間 1回目接種：8月14日(土)～8月20日(金)

2回目接種：9月4日(土)～9月10日(金)

(4) 周知方法 対象者へ個別に案内文書を送付

(5) 予約数 175人(28%)

7 ワクチン接種予約等支援事業について

(1) 実施内容 地域振興会を中心に関係団体と協力し、地域内で接種の予約や移動の支援が必要である高齢者等を確認し、名簿を提出してもらい、接種会場(ミライクル館)へ各コミュニティーセンターからバス等で送迎を行った。

(2) 接種期間 1回目接種：7月5日(月)～7月9日(金)

2回目接種：7月26日(月)～7月30日(金)

(3) 接種人数 47人

令和 2 年度 病院事業会計決算見込みについて

1 概況

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、診療抑制や受診控えが拡大したことにより患者数が減少したことで、入院、外来収益など医業収益が大きく減少となりました。その一方で、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関として国・県補助金を受け入れたことで経常収支は改善しましたが、前年度に引き続き 287,723 千円の当年度純損失を計上する見込みです。

2 利用患者数

項 目	令和 2 年度	令和元年度	対前年度比較
入院患者数 (延人数)	47,282 人	49,416 人	△2,134 人
〃 (実人数)	1,688 人	1,783 人	△95 人
外来患者数 (延人数)	82,466 人	92,752 人	△10,286 人
〃 (実人数)	14,687 人	16,183 人	△1,496 人

3 財務諸表

(1) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和元年度	対前年度比較	科 目	令和 2 年度	令和元年度	対前年度比較
病院事業収益	3,578,070	3,478,696	99,374	病院事業費用	3,865,793	3,802,996	62,797
医業収益	2,972,471	3,111,615	△139,144	医業費用	3,592,881	3,617,220	△24,339
医業外収益	523,831	367,081	156,750	医業外費用	191,114	185,776	5,338
特別利益	81,768	0	81,768	特別損失	81,798	0	81,798

当年度純損失 287,723 千円

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和元年度	対前年度比較	科 目	令和 2 年度	令和元年度	対前年度比較
資産計	6,115,207	6,207,962	△92,755	負債計	7,121,678	7,253,137	△131,459
固定資産	5,551,905	5,705,279	△153,374	固定負債	5,320,858	5,578,037	△257,179
流動資産	563,302	502,683	60,619	流動負債	1,319,826	1,175,154	144,672
				繰延収益	480,994	499,946	△18,952
				資本計	△1,006,471	△1,045,175	38,704
				資本金	4,318,461	3,992,034	326,427
				剰余金	△5,324,932	△5,037,209	△287,723

(3) 欠損金処理

当年度未処理欠損金 5,324,932 千円は、繰越欠損金として翌年度に繰り越す。

4 資金不足比率

9.5%

射水市民病院における健康保険証のオンライン資格確認の運用開始について

1 健康保険証のオンライン資格確認について

マイナンバーカードを利用して医療保険の資格確認をオンラインで確認ができるようになるもの。利用にあたっては、マイナンバーカードに健康保険証利用登録が必要となる。

【登録方法】市役所保険年金課、セブン銀行のATM、スマートフォンで登録可能。顔認証付きカードリーダー設置の病院、薬局でも登録できる。



2 オンライン資格確認の導入のメリットについて

	現 行	オンライン資格確認導入後
健康保険証の資格確認	健康保険証を提示し資格確認を行う。異動による保険変更の都度、新しい健康保険証を取得し、医療機関に提示が必要となる。	オンライン資格確認で資格確認が行えるため、保険変更手続き後であれば、新しい健康保険証がなくても資格確認が可能となる。
限度額適用認定証()の適用区分の確認	患者が保険者で手続きし、取得した限度額適用認定証を医療機関に提示する必要がある。	本人の同意のもと、オンライン資格確認で適用区分が確認できるため、手続きする必要がなくなる。

限度額認定証とは、入院等で医療費が高額な場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために病院に提出する書類

3 運用開始時期について

運用開始日 令和3年10月1日(金)

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、本年3月に「オンライン資格確認」が開始予定だったが、保険者が管理・登録する情報の検証のため延期され、本年10月に本格稼働されることとなった。

4 運用方法について

初診受付(総合受付)窓口に顔認証付きカードリーダー2台を設置し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う。

なお、健康保険証による確認の場合は、従来どおり各診療科受付窓口で行う。

5 健康保険証等確認以外の業務拡大について(今年度中)

電子カルテシステム等の改修を行い、オンライン資格確認システムと連携させることにより、患者の同意のもと、院内の医師、薬剤師等が患者の薬剤情報・特定健診等情報を閲覧できるようになる。

6 市民への周知について

市広報10月号、病院ホームページ等で市民への周知を図る。